

第33回 熊本大学附属図書館貴重資料展

近世熊本城の被災と修復

解説目録

期間 平成29年11月3日(金)～5日(日)

10時～17時

会場 熊本大学附属図書館 1階

古文書閲覧室・ラーニングコモンズ



主催 熊本大学附属図書館・熊本大学永青文庫研究センター

協力 公益財団法人永青文庫

後援 熊本県教育委員会・熊本市教育委員会・熊本日日新聞社・NHK 熊本放送局・RKK・TKU・KKT・KAB

「近世熊本城の被災と修復」解説

はじめに

二〇一六年四月の熊本地震を契機に、永青文庫研究センターでは江戸時代における熊本城の被災と修復に関する歴史資料の調査に取り組んできました。本展は、特に小倉藩主から熊本藩主に転じた細川忠利（二五八六～一六四一）の時代を中心に、調査成果を公開するものです。

二〇一七年十月

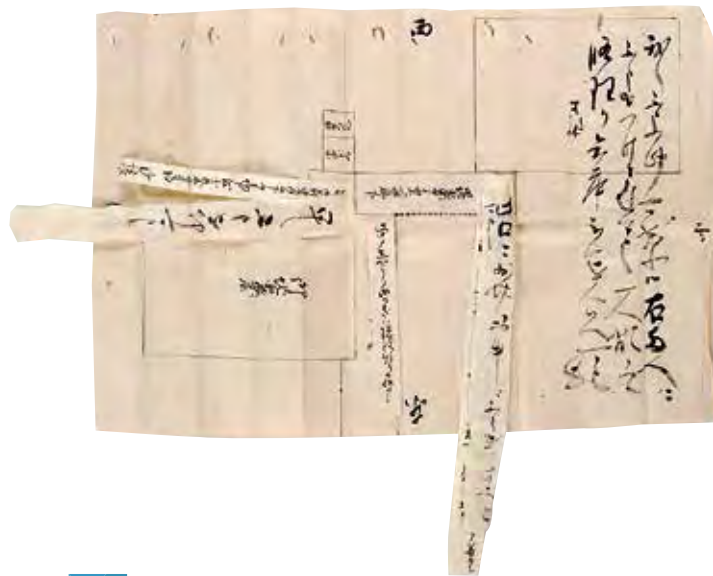
熊本大学永青文庫研究センター
稲葉継陽
後藤典子



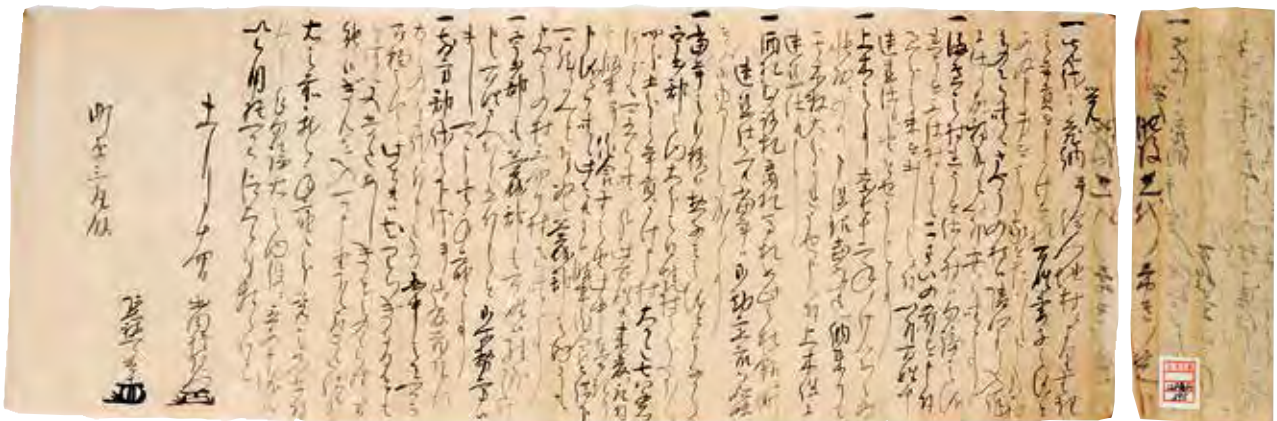
1 明治期 熊本城図(215.29)



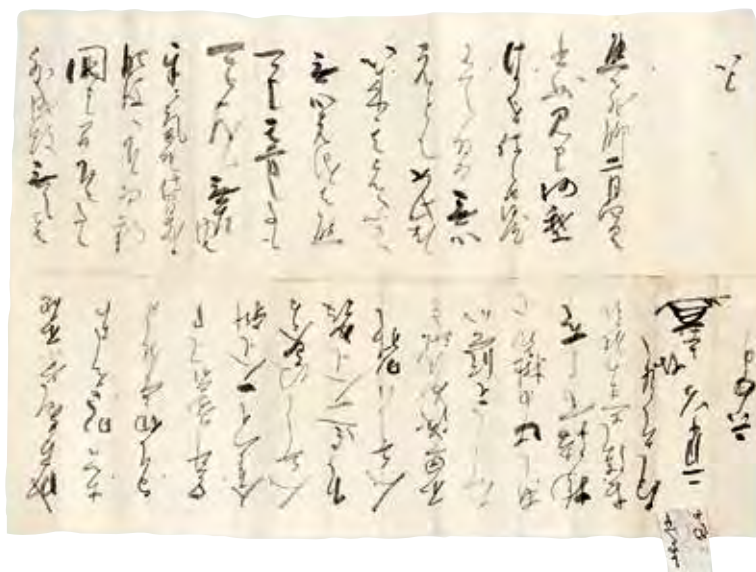
2 寛永2年(1625) 萬覚書 7月21日条(12.7.9.10)



3 【寛永6年(1629)地震屋御普請絵図(追加番外9)



4 【寛永9年(1632)11月14日 覚(216.上癸85.5 江戸幕府295)



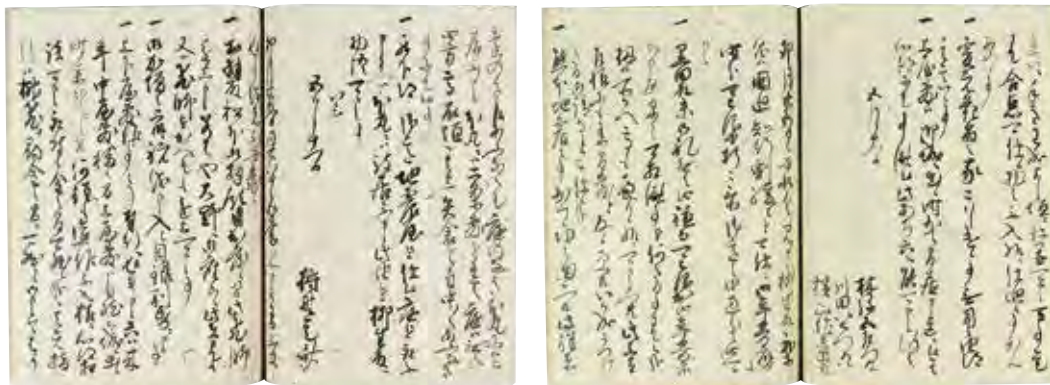
5 【寛永10年(1633)2月18日 細川忠利書状(25印7 忠利495)



6 寛永11年(1634)3月17日 熊本城普請願書写(「御白分御普請」文下.45)



7 [寛永11年(1634)]正月29日 細川忠利達書(41印26 忠利361)



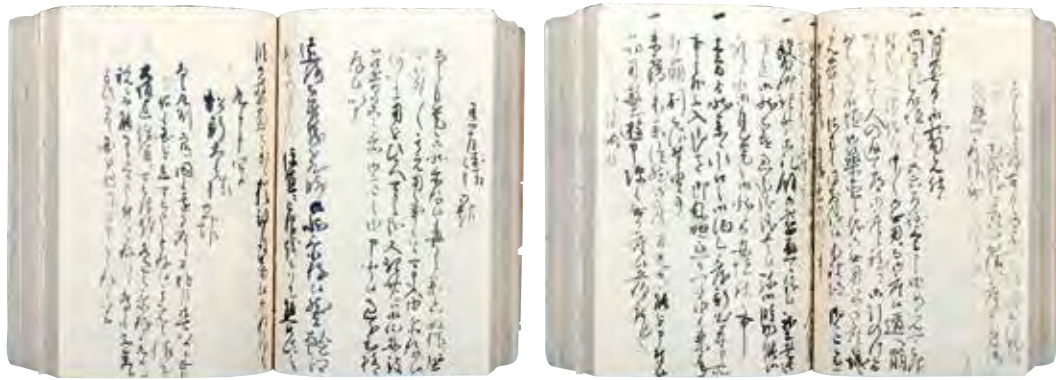
8 [寛永10年(1633)]5月11日 細川忠利書状案(「御國御書案文」10.23.24.2)



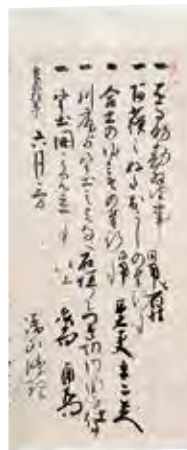
11 寛永10年(1633)8月18日 細川家奉行衆交名 忠利裁可(御印物 19番9)



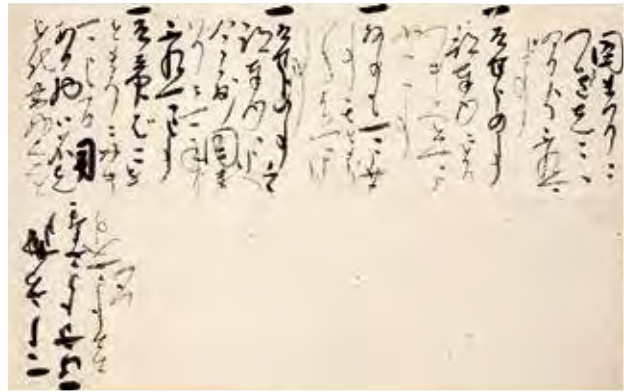
9 17世紀末～18世紀初 御花畑圖(神45.23印18番)



10 [寛永11年(1634)]8月晦日 細川忠利書状案(「公儀御書案文」10.23.3)



13 [寛永10年
(1633)]
6月3日
惣奉行伺書
(御印物1番74)

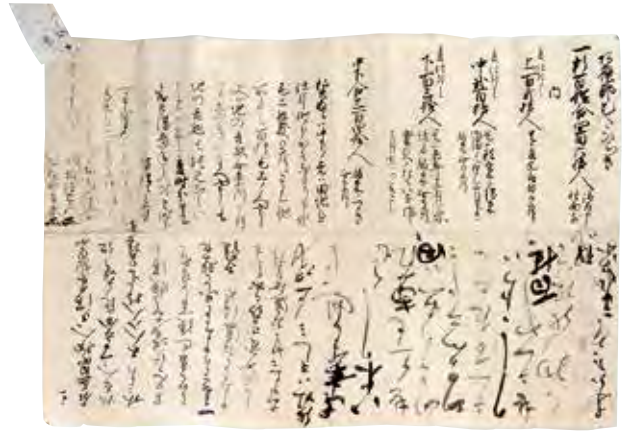


12 寛永10年(1633)2月カ 細川忠利自筆達書(御印物 51番1)





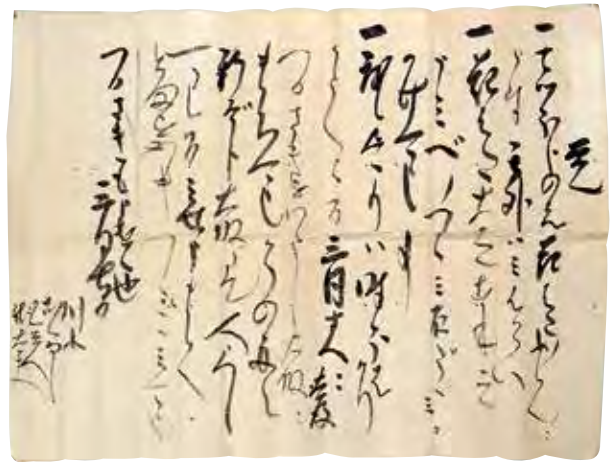
15 [寛永12年(1635)]2月29日
細川忠利達書(40印36 忠利914)



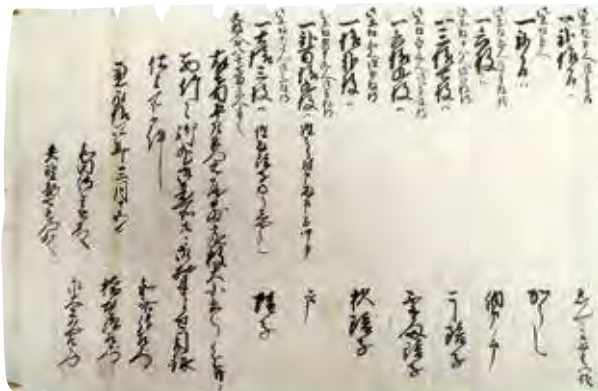
14 [寛永12年(1635)]正月16日
阿蘇郡惣庄屋衆伺書(44印5 忠利458)



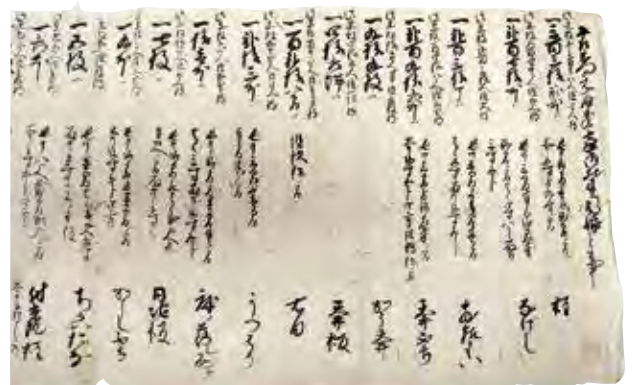
17 寛永13年(1636) 御買物差紙之扣(14.16.35)
ひかえ



16 [寛永13年(1636)]3月7日
細川忠利自筆達書(39印19 忠利852)



(中略)



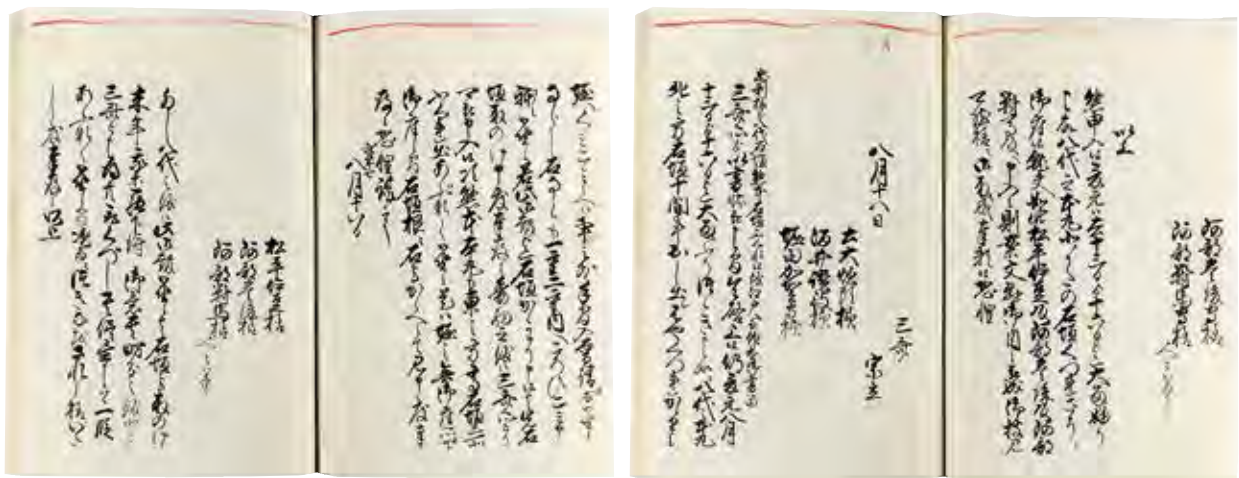
18 寛永14年(1637)3月15日
平左衛門尉元屋敷家材木覚帳(神雑1.43.2)



19 [寛永15年(1638)]9月6日 細川忠利書状(30印43 忠利726)



20 [寛永17年(1640)]8月18日 細川忠利書状(30印39 忠利722)



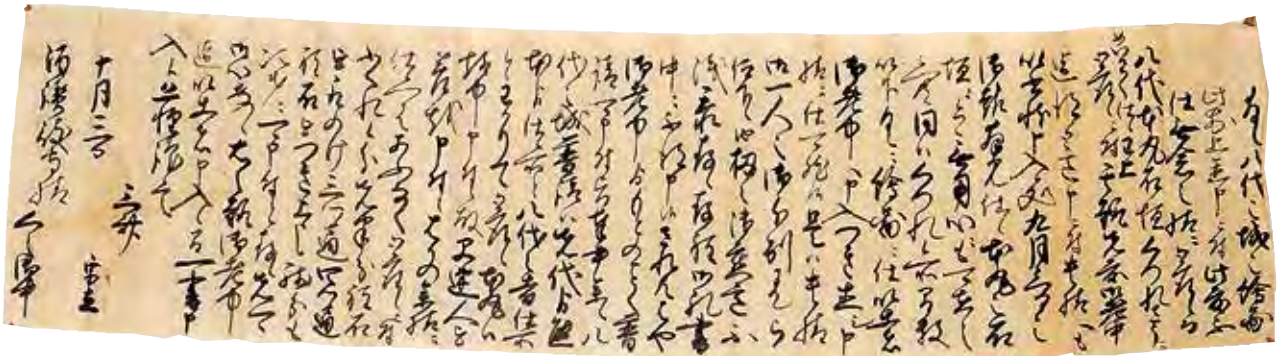
21 [寛永17年(1640)]8月18日 細川忠利願書写 (「部分御舊記 城郭部全」10.7.1.71)



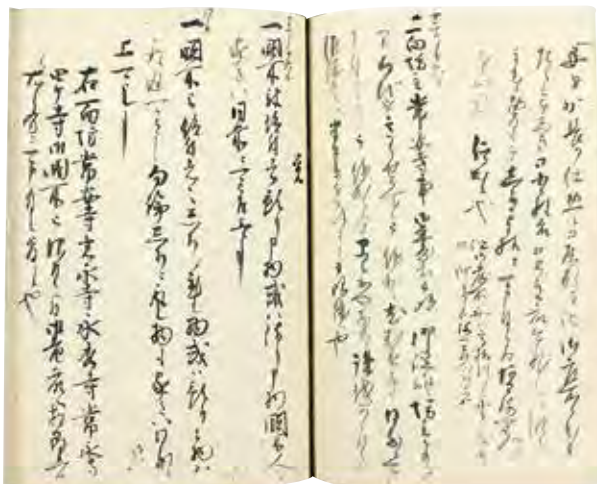
23 [寛永17年(1640)]9月3日
酒井忠勝書状(108.3箱18.8 江戸幕府44)



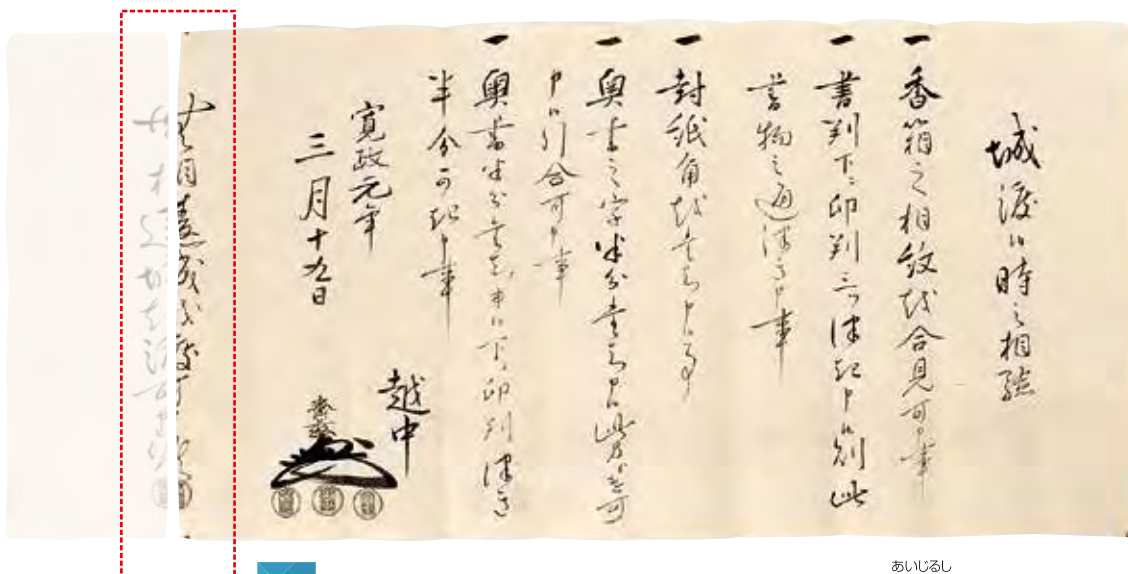
22 [寛永17年(1640)]9月3日
江戸幕府老中奉書(108.3箱18.5 江戸幕府17)



24 [寛永17年(1640)]10月3日
細川三斎書状案(23印32.2)

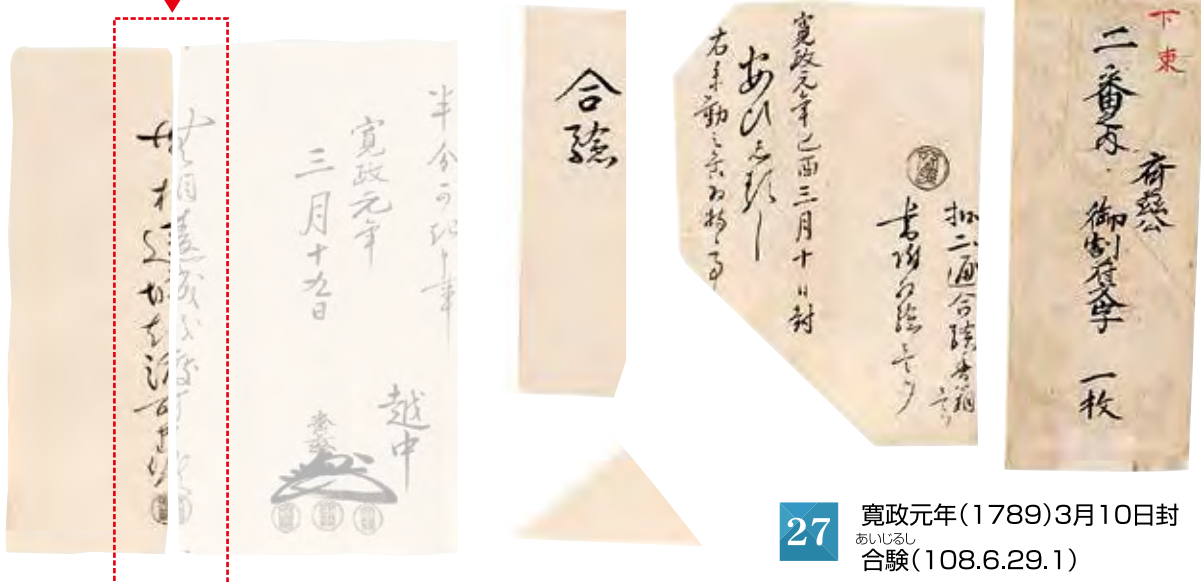


25 奉書 寛永17年(1640)12月14日条(10.7.20)



26 寛政元年(1789)3月19日 萬一熊本城渡申候時之相驗(細川齊茲自筆)^{あいじろし}(108.6.31.3)

(合致)



27 寛政元年(1789)3月10日封
^{あいじろし}合驗(108.6.29.1)



28 相驗の香箱(108.6.29.4)

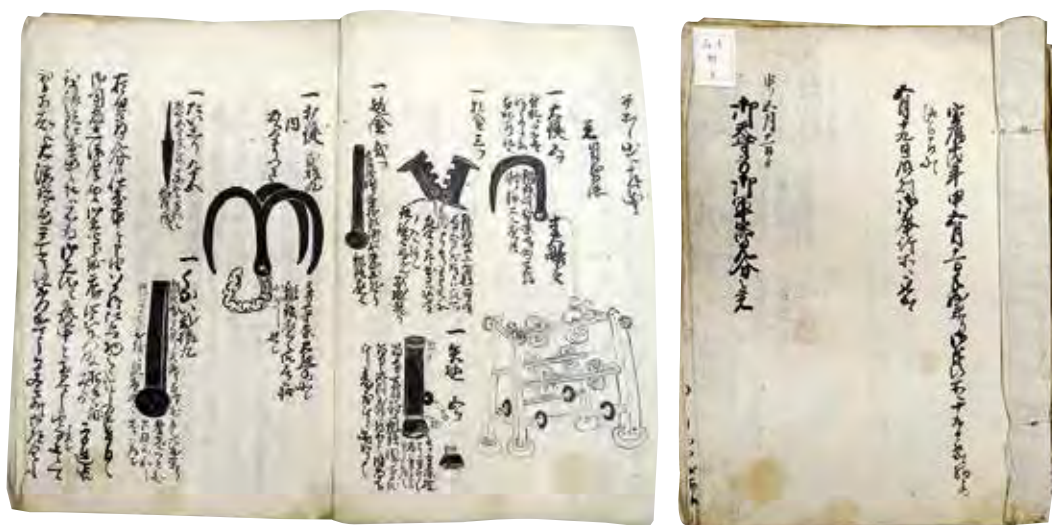




29 宝永6年(1709)10月7日 肥後國熊本城繪圖(8.4.32.丙.1)



30 寛政2年(1790)正月 肥後国熊本城繪図(8.4.32.丙.7)



31 宝曆14年(1764)5月 御天守方御軍器見分之覚 (熊本大学寄託 森本家文書 Ⅲ-8)

I 寛永初期の地震と熊本城

寛永九年（一六三二）に熊本藩主となった忠利は、相次ぐ地震、傷ついた熊本城、そして加藤家末期の治世下で混乱しつつも新大名の政治上の弱点をねらって虎視眈々とする肥後の百姓らに迎えられ、ることになった。

1 明治期 熊本城図

熊本城往時の鳥瞰図

往時の熊本城を花晶屋敷から描いた鳥瞰図。作者は熊本藩御用絵師矢野派の流れをくむ赤星閑意。明治期、赤星が亡くなる明治二十一年以前の作品で、建物の名称を金文字で書き込むなど、往時を回顧するとき画風である。（稲葉）

2 寛永二年（一六二五）萬覚書 七月二十日条

寛永二年地震で熊本城に被害甚大

「万覚書」は小倉藩時代の細川家奉行所の執務日記。速記調の筆跡が生々しい。寛永二年（一六二五）七月二十一日、かねて細川家から熊本に加藤家へ地震見舞いに遣わされていた使者二人が小倉に帰り、奉行所に熊本城の被災状況を次のように報告したという。

六月十七日の夜に肥後で大地震（大なへ）が発生した。天守をはじめとする熊本城内の建物は瓦

や梁がごとごとく落ち、「から木立」のように柱ばかりが残る有様となった。城中にて五十人が即死し、火薬庫（煙硝八万斤、四十八ト備蓋）が出火爆発して、五町八町四方（周囲五百〜八百m）の家がごとごとく吹き飛び、周辺六里五里（三〜四km）に石垣の石材や屋根瓦が飛び散った。加藤家重臣で細川家の縁者・斎藤伊豆守の屋敷も被災した。熊本城の修復については、加藤家から幕府に許可申請がなされている。

見舞いの使者の報告に誇張が入る理由はない。寛永二年熊本地震による熊本城の被災状況を伝える記録として、同地震の規模を推定する素材としても、極めて貴重な史料である。（稲葉）

3

寛永六年（一六二九）地震屋御普請絵図 小倉城本丸にあった地震屋の絵図

細川家が肥後に転封される前の小倉城本丸の地震屋の絵図である。寛永六年（一六二九）、小倉城築城当時からあったと考えられる地震屋の大規模な作事が行われた。その年、江戸にいた忠利のもとに国元の担当奉行から上がってきた地震屋の普請絵図に、自筆書入れや付紙で忠利が指図を加えたもの。

藩主が国元にいない時の地震屋の作事なので、それ以外の誰かが地震屋の入口に付けてある「符」を切らなければならない。地震屋の入口には「符」が付けられて、藩主及びその家族しか入れなかったものである。作事をするのに下々では符を切れないというので、困った作事奉行たちが江戸の忠利

のもとに絵図でもって伺いを立てたのだ。忠利からは付紙に自筆で「早々に符を切れ」という指示が出ている。右端の忠利の自筆の書き入れは、作事が終わり、また入口に符を付けるように指示したものだ。「私が符を付ける所に天守奉行の林隠岐と本庄少助に符を付けさせるように。一人が病気にでもなったら、惣奉行の浅山修理か田中兵庫が替りに符を付けるように」。このように、地震屋は嚴重に管理され、非常時以外、そして藩主家族以外、誰も立ち入ることができない場所であった。（後藤）

4

寛永九年（一六三二）十月十四日 寛 加藤家末期の惨状を忠利に伝えた 引き継ぎ文書

永青文庫研究センターの調査によって解読された加藤・細川交代時の引き継ぎ文書。寛永九年（一六三二）十二月九日の忠利熊本入城に先だつ十一月十四日に、加藤家の担当者が肥後の地域社会の惨状とその背景を細川家に教示するために出した貴重な文書である。差出人の出田と阿久根は加藤家の領国引き渡し実務担当者、宛所の町原は幕府の熊本領請け取り実務担当者。端裏には忠利の自筆で「肥後先代ノ仕置ノ覚」とある。

本文書を読む限り、加藤家末期の肥後領国支配は惨憺たるものだった。農村・山村・漁村への年貢や諸税の賦課は、二十五年も前の台帳によって行われており、実態とかけ離れた課税や、高い年貢が百姓を苦しめていた。家臣団も、それぞれが

自分の知行地の村から勝手な基準で年貢を収納しており、「無理之年貢」によって経営断絶する百姓が続出。城下町の町人も各種の租税によって経営に支障をきたし、村方では継続する早魃への対策も充分にとられておらず、特に宇土郡や益城郡などの旧小西領は放置され、百姓らの不満は、加藤家の郡奉行・蔵奉行と結びついて不正をはたらく村役人（庄屋）らに向けられていた。

熊本に入った忠利は、領国支配を基礎から立て直す必要に迫られる。
(稲葉)

5 「寛永十年（一六三三）二月十八日

細川忠利書状

非情の覚悟で肥後に入った忠利

寛永九年（一六三二）末の肥後入国からちようど二か月後、忠利は本状態で江戸の子息・光尚にこう書き送っている。「新たな領国肥後に入ったら、「下々」をたくさん処刑（成敗）せざるを得なくなるので、不届者は片っ端から撫で斬りにしよう」と、幕府の老中衆とも申し合わせていた。しかし、一人の科人（しごかん）も出ないので、今日に至るまで「下々」まで一人の処刑者も出していない。これほど不思議なことはないと思っている」。驚くべき発言である。

加藤家の乱れた統治にさらされてきた肥後の百姓らが、自分を一揆で迎えるのではないか。そうして身構えた忠利の極限的な危機感と、国替えが思いのほか上々のスタートを切ったという自負を光尚に伝えたいという親心とが、忠利に本状を書かせたのであろう。
(稲葉)

6 寛永十一年（一六三四）三月十七日

熊本城普請願書写

破損し放置された熊本城の建造物

寛永十一年（一六三四）三月十七日、忠利は、入国して以来念願だった熊本城普請のため、幕府へ願書を木型の絵図とともに提出する。一条目は、熊本城の塀・矢倉（櫓）の修理希望箇所には、加藤時代からの修理箇所、前年の熊本地震で破損した箇所も含むが、一度にはできないので、許可が出た分を少しずつ修理したいと述べる。二条目では、熊本城二の丸と三の丸の間の水落としの溝の脇が壊れたので、溝の脇を石垣にしたいと申請。三条目では、熊本城三の丸の「しまり」、つまり防禦上の備えが悪いので、具体的には使者が口上で申し上げるとしている。この三条目については、上様の御意を仰ぐかどうかを老中衆の判断に委ねている。

驚くべきは一条目、「熊本城の塀・矢倉は殆ど修理が必要だ」と言っていることである。加藤から引き継いだ熊本城は、大きくて立派であったけれども、おそらく壊れた建物が多くボロボロの状態だったのであろう。大変な修復になると覚悟して忠利は、「連々と」、つまりゆっくりと時間を掛けて普請をしたいと申請したのである。

(後藤)

7 「寛永十一年（一六三四）正月二十九日

細川忠利達書

櫓や塀の修復にも幕府の許可が必要

寛永十一年（一六三四）正月二十九日、江戸にいた忠利は国元の惣奉行衆（浅山修理・西郡刑部・佐藤安右衛門）に宛てて、熊本城本丸の家普請を命じ、本丸座敷の絵を書かせるために、絵書き矢野三郎兵衛を熊本に下す旨伝えている。絵の内容については、すでに三郎兵衛に伝えていること、七月に上洛する将軍家光に先だつて京に上るので、京からまた指図すると述べる。矢野三郎兵衛吉重は、細川家の御用絵師である。三斎に仕えた雪舟の流れを汲む田代等甫の弟子であったこの矢野吉重を初代として、矢野家は代々細川家の御用絵師として仕えることになる（大倉隆二「細川藩御用絵師・矢野派における雪舟流画風の再興と継承」『細川藩御用絵師・矢野派』熊本県立美術館、一九九六年）。

この書状で最も注目すべきは、本丸の家普請を命じるよう指示したあと、「矢倉（櫓）・塀は決していじってはいけない」と厳重に念を押している点だ。元和元年（一六一五）の武家諸法度によって、城の修復には必ず幕府への届け出が必要になった。家作事は幕府の許可がなくても出来たが、矢倉・塀の修復は幕府の許可が必要だと、忠利は無許可の修復を堅く禁じたのであった。矢倉・塀修復に許可申請が必要なくなるのは、翌寛永十二年（一六三五）に武家諸法度が改訂されてからである。

(後藤)

地震が危なくて本丸にはいられない

寛永十年（一六三三）正月二十一日に小田原で大地震が起き、老中稲葉正勝の居城小田原城は大きな被害を受ける。熊本はこの時は揺れなかったものの、三月中旬には頻繁に揺れたようである。その地震も五月中旬には大分遠のいたようで、忠利は江戸の狩野是斎宛てに本状を書き送る。是斎は、忠利の奥方千代姫と息子六（光尚）付の家臣で、江戸に定詰っていた。二条目で、余震は遠のいたけれども、庭もない本丸には危なくて居られない、本丸には二畳敷（四m四方）程の庭もなく、四方が高石垣で、そのうえ矢倉も天守も危ないのだと述べる。三条目では、忠利が江戸に参勤した時に、「上様（将軍家光）の御意を得て、地震屋のある庭を造る。そうでなければ、危なくて本丸には居られない。そのことを、江戸で大目付の柳生宗矩殿に相談するつもりだ」と伝えている。狩野是斎は柳生宗矩の推挙で忠利に召抱えられていることから、忠利は是斎にこう書き送ったのだろう。この年九月、忠利は江戸に参勤するが、幕府の老中衆に熊本城本丸の地震屋のことを相談するのは、明けて寛永十一年になってからであった。

（後藤）

藩主の居所・花畑屋敷には地震屋が

花畑（畑）屋敷の御殿と庭園の平面図である。作成年代は不明であるが、永青文庫に遺された熊本城花畑屋敷の絵図の中では最も古いものである。西の御門脇の御馬屋の横に「星野嘉左衛門被召置候所」（星野嘉左衛門が召し置かれていた所）との貼紙があるが、星野嘉左衛門は「先祖附」によると、元禄七年（一六九四）三月から享保二年（一七一七）十月まで「御花畑御屋方預」を勤めているので、この絵図はこの期間内に書かれたものであることは明白である。絵図の彩色のうち、黄色が柿葺き、ねずみ色が瓦葺き、かき色が萱葺きと、屋根の材質で書き分けている。

「御地震屋」が、花畑屋敷の北東、裏（奥）方の端の位置に書かれる。すぐ横には御泉水（池）があり、橋を渡るとすぐに馬場がある。地震屋の屋根は萱葺きで、「御神前」と見えることから、神様を祀り地震などの非常時の安全を祈ったものと推察される。この地震屋がいつ作られたものかも不明であるが、加藤時代か、忠利代に作られ、その後、光尚代にも作事が施されたと考えられる。

（後藤）

城はどいも見苦しいのがあたりまえ

この書状は、忠利が縣（延岡）藩主の有馬直純に宛てて送ったものの控え。大名どうしは、自国の城普請について、お互いに情報交換して相談し合っていた。その背景に、元和五年（一六一九）の福島正則改易事件があったことは言うまでもない。広島城主だった福島は、元和の武家諸法度に違反して幕府の許可なく新規の石垣を築いたとして、改易になっていた。大名たちは、幕府に少しの疑いをも持たれないように、城の修復には特に注意を払っていた。

本状によると、有馬直純から縣城の崩れた石垣、幅五～六間（約七～九m）を元のように修復すべきか相談されて、忠利は、「道に崩れかかっているなら、人が通る道だけ残して石を退かすだけにして、少しも少しも石垣の築直しは御無用」と言い、「城の見苦しいのは、どこの藩でも同じ」と答え、「幕府から明確な許可が得られていないのなら、少しの普請でも我慢が大事だと私も思います」と助言している。どこの大名も幕府との関係の中で、居城の維持・管理・修復に苦慮していた様子を垣間見ることが出来る。「城はどいも見苦しい」との忠利の言葉が印象的である。

（後藤）

II 細川初期の統治と地域開発

入国直後の忠利が取り組んだのは熊本城普請だけではなかった。ここでは、彼が力を入れた地域開発、すなわち地方普請について、地域政策の展開実態を示す史料を展示する。

11 寛永十年（一六三三）八月十八日
細川家奉行衆交名 忠利裁可

庄巻！細川家初期の奉行組織の全容

寛永十年（一六三三）八月、忠利は新奉行体制を発表して国許での裁可行為を停止し、参勤のため出国した。本文書は忠利が出国当日に新奉行人事を承認する旨、全百十二人の氏名の頭にローマ字青印で裁可した庄巻の文書。細川家の奉行組織の全体像を伝える。

人事の特色は以下のようにまとめられる。第一に、熊本城奉行所の惣奉行には小倉時代から信任の厚い浅山修理亮・横山助進・佐藤安右衛門の三名がついたこと。第二に地方行政を専門に管轄する「御国之物奉行」ポストの新設であり、やはり小倉時代の惣奉行であった田中兵庫助をはじめ宗像清兵衛・牧丞太夫の三名が任用された。第三は、森岡外「阿部一族」で有名な阿部弥一右衛門らの「御国中廻奉行」への登用であり、全体として、大國肥後において地方行政機構を充実させようという意図が際立っている。特に阿部はこれ以後、忠利の理想とする領国支配の実現のために行政機構を監督する立場にて重用されたが、豊前宇佐郡の惣庄屋から抜擢された人材であった。（稲葉）

12 寛永十年（一六三三）二月カ
細川忠利自筆達書

目安箱を持ち歩く新藩主

寛永十年（一六三三）三月一日から熊本藩領の「国廻」（巡見）を実施する忠利が、それに先立って巡見先の百姓らに周知させる事柄を自筆で認めて奉行に達した文書である。忠利は、百姓から年貢率の決定などをめぐって多くの訴訟が提起されると予想し、次のように指示している。訴訟はその郡の郡奉行に提起せよ、今度の巡見で自分が聞き届け参するので、記名した訴状を入れるよう百姓らに周知せよ。命じた以上の振舞（接待）は必要ない。この巡見は訴訟推進、つまり代替り徳政施行のために断行されたのだった。（稲葉）

13 「寛永十年（一六三三）六月三日
惣奉行伺書

細川家初期の地域開発

忠利の信任あつゝ惣奉行の浅山修理が、領内各地の開発について忠利に伺いを立て、忠利がそれに自筆の裁可文言を加えたもの。阿蘇の湿地開発、合志郡の灌漑用水路開発、川尻から宇土にかけての干拓（耕地造成）、宇土半島での耕地開発。一つの事業計画が忠利に上申され、人事や労働力の調達法について忠利の判断が求められたのである。（稲葉）

14 「寛永十二年（一六三五）正月十六日
阿蘇郡惣庄屋衆伺書

惣庄屋主導の地域開発

13の文書で忠利に上申された阿蘇郡の湿地開発の窮状について、内牧等三手永の惣庄屋が訴え、忠利が裁可文言を書き入れた複合文書である。寛永十一年の時点で、「阿蘇郡むたひらき」のために「新百姓」が四百六十人入植していたが、翌年正月、惣庄屋らは独自の調査に基づいて、飯米が欠乏している三百四十人に一日六合、合計二百石の扶助が必要だと、惣奉行を通じて忠利に本文書を提出し借米を願っている。忠利は自筆で、今年の年貢とともに返済させるくらいなら給与した方がよいのではないか、具体的な給与方法は惣奉行に任せる、と回答している。開発の計画と実施が実質的に惣庄屋によって担われていたのである。（稲葉）

15 「寛永十二年（一六三五）二月二十九日
細川忠利達書

すでに寛永期には地域社会からの政策立案が

本文書の四条目で忠利は、「阿蘇の湿地のうちでも特に悪所に入植した百人については、外輪山の西側の宿場・大津に引越させて、状況に応じて作食を貸与したい」という惣奉行からの提案に、「得其意候」と記して同意を与えている。

宿場の拡大と湿地の開発とを組み合わせた地域

開発政策であるが、14の惣庄屋衆からの上申と同様に、惣奉行の提案の前提には、阿蘇郡の百姓層からの要求をうけた惣庄屋による地域開発仕法の具体的な検討立案、そして郡奉行・惣奉行への上申という、地域社会における政治過程が存在したことは確実である。忠利はそれを通じてはじめて、零細な入植百姓の経営維持のレベルにまでおりた政策を実現することが可能となったのである。

(稲葉)

16

〔寛永十三年（一六三六）三月七日

細川忠利自筆達書

忠利、普請がなった花畠屋敷を居所とする

川北（河喜多五郎右衛門）・むくなし（棕梨半兵衛）・も兵衛（高原茂兵衛）・作太夫（沖津作太夫）宛ての達書で、全文が忠利の自筆である。寛永十三年（一六三六）の正月から三月にかけて、細川家は江戸城御普請に掛かり切りであったが、それが終わると忠利は国元に、花畠屋敷の普請に鉄砲衆を充てるよう指示する。それが一条目である。そして、花畠屋敷の普請が終わったら、海辺の堤防・石畳みの普請に取り掛かるようにと二条目で命じている。三条目では、帰国の時期はまだ分からないが、三月末に豊後鶴崎を出て大坂で待つように。唐作りの新造舟は大坂で絶対人に見られないように苦を置いて包むように、鶴崎にもそのように申し遣わせよ、と命じている。唐船仕様の新造舟とは、どのような舟だったのだろうか。



三月から取り掛かった花畠屋敷の普請は六月には完了した。江戸から熊本に帰国した忠利は、吉日を選んで、六月十六日に本丸から花畠屋敷に引越した。熊本において藩主の居住屋敷が本丸から花畠屋敷となった始まりである。

(後藤)

同時開催

公開講演会・第12回永青文庫セミナー

永青文庫研究センター 学内共同教育研究施設化記念

演 題

「細川忠利の領国支配と熊本城」

講 師

稲葉 継陽（熊本大学永青文庫研究センター長／教授）

日時 平成29年11月3日（金）14時～15時30分

会場 熊本大学附属図書館 1階 ラーニングコモンズ

III 寛永期の熊本城・八代城普請

ここでは忠利代の熊本城・八代城普請の経緯と進捗ぶりを示す史料を展示する。幕藩関係と地域社会の状況、そして相次ぐ城の被災の中で、城普請が一步一步進んでいく様子を理解することができる。

17

寛永十三年(一六三六) 御買物差紙之扣 ひかえ

熊本城・花畠屋敷の作事に どんな材料が?

熊本城内の普請・作事の様子を具体的に示す史料はなかなか見出せない中で、寛永十三年(一六三六)の熊本城や花畠屋敷の普請・作事の進捗状況を思い起こせる興味深い史料である。作事奉行の求めに応じて奉行所から御買物奉行衆に発した差紙(伝達文書)の控えを写したもので、次のような作事関係の品々が調達されていることが分かる。

屏風・ふすま・障子に貼る上布、花畠の御茶屋の作事にけやき板、花畠の川堀の柱に大丸太、花畠の数寄屋作事に杉丸太、本丸の所々の修繕に松六分板、けころ(蹴転)、春木与吉屋敷の裏堀および同所御門見付の堀にのね板、鏡の台、御銀箱、本丸所々の水ぬき桶に松一寸角、棒庵坂下の長屋の作事に矢部曾木、天水坪、本丸・二の丸の矢倉や堀の修繕に松五寸角、けころ、松五分六分板、本丸その外所々の修繕に大月役、のね板、居間の前の小便所に据える今焼の壺…。この今焼の小便

壺には、「水が一斗ばかり入る背の低い見事なもの」と細かい指示までしてあり、本丸あるいは花畠屋敷のトイレの様子が思い起こされて面白い。

九月から十二月末までのこれらの記載は、作事の活発な様子を窺わせるものである。(後藤)

18

寛永十四年(一六三七)三月十五日

平左衛門尉元屋敷家材木覚帳

本丸平左衛門元屋敷の解体

寛永十四年(一六三七)三月十五日付の平左衛門元屋敷六軒(広間・書院・居間・奥・台所)と、西竹の丸の台所とを解体した際の材木の記録である。平左衛門元屋敷というのは、加藤家の家老加藤平左衛門が居住していた屋敷で、現在の宇土櫓と天守との間に位置した。古くなったこの屋敷を解体して空地を確保し、また、新しく屋敷を立て替えたのかもしれない。三百三十二本の柱、二百七十本のなげし、二百三十丁の敷居・鴨居以下五十八品目書き上げたこの目録は、和齋弥左衛門・橋本孫左衛門・御大工久左衛門から、作事奉行の和田傳兵衛・矢野勘右衛門に上げられた報告書である。ちなみに、これらの家合せて七軒を取り壊すのにかかった大工数は三百八十人で手間賃米二十三石九斗四升、また、取り壊した材木を大廻りの船で運ぶ運賃は米八百九十七石七斗五升であった。単純に現在の価値に置き替える訳にはいれないが、約九千二百万円くらいであろうか。城内の家屋敷を壊すだけでも大変な手間と費用を要したのである。(後藤)

19

「寛永十五年(一六三八)九月六日
細川忠利書状

一揆の後に牛の伝染病! 災難は続く…

忠利が江戸にいる光尚に宛てて送った本状は、最後まで書いた後、書き足りない分を行間にみっちり書き込んだのである。読み辛い「近国ハ、うし不残しに申候よし二候、我々国も只今半としに申候、にかくしキ事にて候」と読める。

天草・島原の一揆の後、忠利は中断していた熊本城普請によいよ本格的に取り掛かる予定だった。ところが八月末、九州の牛が伝染病で悉く死んでしまうという事態が起こった。忠利は本状の中で、「肥後の牛も半分は死んでしまった。苦々しいことだ」と、光尚に言う。当時、牛は百姓にとって重要な労働力で、対策として薩摩から小荷駄馬を仕入れて試してみたりしたが、牛の代りにはならず、忠利は領国農村の荒廃の防止を最優先に考えて、熊本城普請の中断を決断する。本状にあるように、百姓の生計を助けるために、侍たちを知行地に返し、麦蒔きを手伝わせると決心したのだ。寛永十五年夏の西日本全体に広がったこの牛の伝染病は、後に「寛永牛疫」と呼ばれる。忠利は、事態の深刻さから幕府による公的援助を望んだが、寛永大飢饉と島原の一揆の陰で、歴史上表沙汰になることはなかった。(後藤)

〔寛永十七年（二六四〇）八月十八日〕

細川忠利書状

大雨による熊本城・八代城の石垣被害

寛永十七年（二六四〇）、八月十三日から十六日にかけて肥後は大雨に見舞われ、熊本城も、忠利の父・三齋が居る八代城も大きな被害を受けた。本状は大雨直後の十八日、忠利が江戸の光尚に熊本城の被害状況を書き送ったものである。「本丸東の方の石垣の地下がふくれ出ている所がいよいよ三か所になった。極めて危ない状況だ。しかしここは堀がない石垣なので、石垣の根元に捨て石を重ねて、ふくれた石に「かいかけ」させてみようと思う」と言っている。捨て石とは、根石の変形を防ぐために根石の前面に据える石材で、石垣の修復にしばしば使われる。「地面から一〜二間（一・八二〜三・一六m）の間が特にふくれ出して、とても見られたものではない」と言い、「こうしている間にも崩れたら」と、雨で地盤が緩んで石垣が崩壊しそうな状況への忠利の不安を、リアルに感じさせる書状である。

忠利は、「石垣を築くのではないので幕府に絵図も提出しないが、城内で石を取り扱うことになるので、八代城の石垣修復の願書と一緒に幕府に申し入れる」としている。

（後藤）

〔寛永十七年（二六四〇）八月十八日〕

細川忠利願書

石垣修復の幕府への願書は 老中衆と大老衆へ

忠利は、光尚に書き送った20の書状にある通り、同じ八月十八日付で、幕府の老中衆松平伊豆守（信綱）・阿部豊後守（忠秋）・阿部對馬守（重次）、そして大老格の土井大炊守（利勝）・酒井讃岐守（忠勝）・堀田加賀守（正盛宛てに、三齋の八代城の石垣修復の願書に添える形で熊本城の石垣についての願書を出す。本史料はその控え。老中衆と大老衆とに別々に願書を出していることに注目したい。

本願書で忠利は、光尚に書き送っていたのと同様に、熊本城本丸東の方の高石垣三ヶ所がふくれ出て危ないので、石垣の根で石を抱えさせて様子を見たいと届けている。城内での少しの普請であっても幕府の老中衆に届けたのは、武家諸法度によって新規に城郭を築くことが堅く禁じられ、幕府への届け出なしの堀・石垣の修復もが厳禁されていたからである。忠利は、用心に用心を重ねて、許可がなくても修復可能な矢倉・塀・家などであっても、城内で作事にあたる場合には届け出していた。家屋敷の作事でさえも遠国は幕府に届けた方がいい。お隣の薩摩の若い殿様にこう助言するほどの気遣いようだった。

（後藤）

〔寛永十七年（二六四〇）九月三日〕

江戸幕府老中奉書

幕府老中衆から石垣修復許可の返書

21の忠利願書に対して、幕府の老中衆、阿部豊後守（忠秋）・阿部對馬守（重次）・松平伊豆守（信綱）から出された普請許可の公的文書（老中奉書）である。熊本城本丸東の方の石垣破損について、根石のきわに石を置きたいという忠利からの書面の通り許可する旨が、また、八代城本丸北の方の石垣の破損についても修復するように三齋にも老中奉書を出した旨が伝えられている。

このように、同じ藩の中に熊本城と八代城を有する熊本藩は、城普請の申請と許可に特殊な形態をとった。八代城の修復については三齋が幕府の老中衆に宛てて願書を書き、藩主の忠利は、それに目を通し、添状を付けて申請する形をとった。幕府からの八代城普請許可の奉書は三齋宛てに出され、それを忠利は三齋から借りて写して、その控えを熊本に保管していた。

（後藤）

〔寛永十七年（一六四〇）九月三日
酒井忠勝書状〕

幕府大老から石垣修復許可の返書

21の忠利願書に対する酒井讃岐守（忠勝）からの返書である。「八代城の石垣の修復について、石垣がこれ以上崩れなかつたら、崩れた石を取りのけ、来年参勤で忠利が江戸に参府した時に御誂を得て、石垣を築き直したい」という三斎の願書に対し、酒井は、そのように老中衆に絵図と共に願い出たことを了承しながら、「これは私の一存なので、詳しくは御老中からの返事にあるからそれに従うように」と伝えていた。さらに、熊本城本丸高石垣の修復についても、石垣の根に石を捨て置き、よくよく穴生（あのを）に見せて相談するという忠利の案を了承している。そして、ここでも御老中からの奉書があるのでそれを待つように伝えている。また、願書の宛名が土井大炊守・堀田加賀守と自分であったのに触れ、いま一緒にはいないので重ねて二人からも書状が来るだろうと言っている。大老酒井忠勝は細川家にとって、城普請のことをはじめすべて相談する特別な存在だった。

穴生とは、石垣の専門石工である穴太衆のこと。各大名家は穴太を召し抱えており、細川家でも幕府の穴太頭戸波駿河の息子戸波儀太夫はじめ、数人の穴太を抱えていた。なお、酒井はこの書状と同日付で三斎にも返事を送っている。（後藤）

〔寛永十七年（一六四〇）十月三日
細川三斎書状案〕

八代城普請は熊本本藩と八代で分担

八代城の石垣修復についての三斎から酒井讃岐守忠勝への書状である。23でも述べたように、細川家にとって大老の酒井は特別な存在だった。三斎もまた、細々酒井に相談している。「八代城の普請は、加藤時代から熊本が管轄する箇所と、八代の方が管轄する箇所と分けられている。本丸は越中（忠利）が命じる箇所なので、早速、普請の者を八代に派遣して作業を開始してくれたと言っている。加藤家の時代から、八代城の普請については本藩の管轄エリアと八代のそれとに分けられていて、細川家も踏襲したのである。本丸は熊本の管轄だと三斎は明かしているが、城普請だけでなく、八代の用水堤普請についても、三斎と忠利は担当する分を便宜に相談して決めていた。

書中にあるように、八代城の本丸石垣修復普請には、熊本から穴太以下鉄炮衆一九五人が派遣された。そして、「石垣がふくれた分、まず半分ほど石を取り除け、三段四段ほど石を築きあげて」、十月十日には危なくない程度まで終わって、普請の者は熊本に返された。残る部分も徐々に築いていきたいと、三斎は書いている。（後藤）

奉書 寛永十七年（一六四〇）十二月十四日条

白川から川尻への運河完成と高瀬舟

「奉書」は、忠利からの達を奉行が書き留めたもの。この日、白川から川尻までの運河が翌年二月末に出来るとの普請奉行からの報告を受けて、忠利は、川舟を一艘二月二十日頃には完成するように命じ、高橋舟のように舟を少し長く、全体を屋形にして、御座所の部分に畳を敷き、お小姓衆・お伽衆それぞれに段々にうすべりを敷くようにと、阿部弥一右衛門を通じて奉行衆に命じた。そして、御台所舟は高橋川のもを召し置けと、弥一右衛門から担当者に口上で伝えさせた。白川から川尻までの運河はこの年の六月、「熊本城のきわから川尻までの井手が幅二間（約三・六m）、深さ一、二尺（約三〇cmく六〇cm）と狭いので、高瀬舟が通るように拡張したい」と幕府に申請して、すぐに許可されたものであった。いよいよこの運河が出来上がるので、それに合わせて念願の高瀬舟の建造を命じたのだった。高橋川の高瀬舟と同じような形で、と指示しているところから、熊本から高橋に通じる白川にも高瀬舟があり、しかも御台所舟があったことは大変興味深い。二月二十日くらいまで出来るようにと命じていた高瀬舟だが、忠利は病気が悪化して三月十七日に亡くなってしまった。その舟には乗れなかつたのではないかと、心痛む思いがする。（後藤）

IV 江戸中期の熊本城

もし細川家が改易処分となつたら、家臣たちは熊本城を枕に討ち死にか、それとも城を明け渡すのか。江戸時代の熊本城石垣は、どこが壊れやすかつたのか。天守や櫓の内部には何が納められていたのか。初公開史料を展示する。

26 寛政元年(一七八九)三月十九日
萬(熊本城渡申候時之相驗(細川齊茲自筆))

27 寛政元年(一七八九)三月十日封 合驗
相驗の香箱

籠城か、討死か! 判断の必須アイテム

寛政元年(一七八九)三月十九日、藩主細川齊茲は参勤のために熊本を出立する当日、万が一、熊本城を幕府に明け渡さねばならない事態に備えて、藩主たる自分の意思を国元の家老衆・一門中らに伝えるために必要なアイテムを準備した。江戸の藩主と国元がそれぞれ持ち、藩主が熊本城を渡す指示を国元に出す証明としてそれらを国元に送り、合致すれば城を渡すという手筈だった。相(合)驗である。26によればそれは、①紋入りの香箱の身と蓋、②26のように齊茲の書判(花押)の下に印判を三つ捺した文書、③封紙の角を切り取ったもの、④26の奥書を文字と印判の中央で切り取ったもの。以上であった。驚くべきことに、これらのうち②以外は現存している(27・28)。

たとえ藩主が江戸で幕府から改易や転封を命じられたとしても、藩主自身の明確な意思表示がなければ、国元の家老らは居城を決して明け渡さなかつた

のだ。幕藩体制を大名家の自律性の観点から捉え直す必要性を強く示唆する史料である。(稲葉)

29 宝永六年(一七〇九)十月七日
肥後國熊本城繪圖

30 寛政二年(一七九〇)正月
肥後國熊本城繪圖

度重なる石垣・切岸普請を 物語る貴重な絵図

江戸初期から、大名が居城の石垣等を修復するには、幕府に文書と絵図をもって事前申請する必要があつた。永青文庫には、熊本城・八代城の普請申請絵図の控が四十点も伝来している。ここに展示したのは十八世紀初期と末期のもの二点だ。石垣の「孕み」つまり膨れ出た箇所や、堀廻りの切り立った岸が崩れた箇所を絵図上に明示し、すべての破損箇所の規模を記している。

二〇一六年の熊本地震でも熊本城の石垣に多くの孕みが発生し、修復方法が慎重に検討されているが、江戸時代にも地震や大雨のたびに石垣が孕み、大名を悩ませていたのである。(稲葉)

31 宝曆十四年(一七六四)五月
御天守方御軍器見分之覚

加藤家重臣・森本儀太夫の子孫、 天守・櫓の内部を見分す

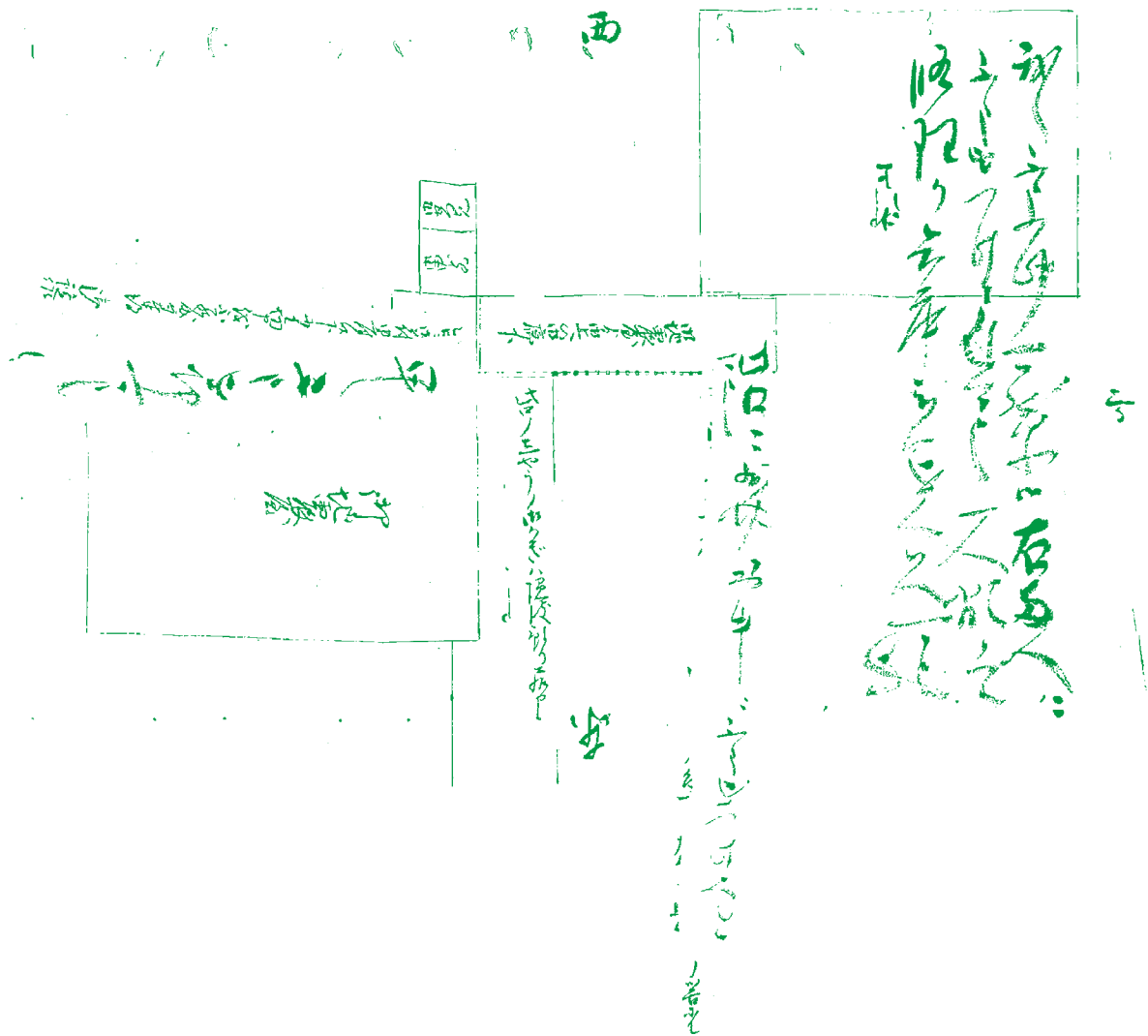
細川重賢代の宝曆十四年(一七六四)五月、熊本城御天守方からの依頼を受けて、天守・矢倉の道具の見分にあつた時習館兵法指南役・森本儀太夫の覚書で、一般初公開の史料である。森本の見

分は安永三年(一七七四)九月まで、数回に及んでいる。

この覚書によると、熊本城天守には亀甲車や忍びの道具、百間櫓には棲楼・投火矢・矢葉箱(築城の時、鉄炮を打つ狭間に配されたという)・陣太鼓の胴など、加藤時代の武器がそのまま納められていた。いうまでもなく、この森本は加藤清正の重臣で朝鮮出兵で活躍したと伝えられる森本儀太夫の子孫で、同じ儀太夫と称していた。熊本城天守・矢倉に納められていた加藤時代の武具は、百五十年も経つとその由来も仕様も不明になっており、それらを伝え知っている森本儀太夫子孫が見分を依頼されたのだろう。

本史料で興味深いのは、朝鮮出兵で使われたという亀甲車なる仕寄車についての由来が書かれていることである。それによると、日本で最初に亀甲楯が使われたのは、天正六年(一五七八)の信長による播磨・神吉城責めで、それには細川藤孝も同陣していたという。その後、秀吉から加藤清正に伝授され、文禄四年(一五九五)に朝鮮のチンジュ城を責めた時、清正から命じられた森本儀太夫が足軽二人に命じて作らせたという。森本家では清正から命じられた由緒を代々秘して相伝していったのだ。

本展では、熊本城天守にあつた「忍びの道具」を書いた頁を展示している。「大鍵」は「敵陣へ夜闘を懸ける時この鍵に苧縄を付けて敵陣の柵木を引き倒す、または、船戦で敵船に打ち懸けて催合う、または石垣岸壁などにこれを懸けて動く、または敵城の塀を引き倒すのに用いる道具」だとし、締金、込金、「たいじり」については、使い方は不明としている。(後藤)



第33回 熊本大学附属図書館貴重資料展

解説目録

近世熊本城の被災と修復

稲葉 継陽 後藤 典子 編著

平成29年11月刊 熊本大学附属図書館

本目録の無断転載・複製を禁ずる